資料７

「こえのもりしずおか」の今後の活用について

１　要旨

「こえのもりしずおか」について、令和７年度以降は全庁活用、県･市町との共同利用での活用を行う

２　全庁活用、県・市町との共同利用での活用について

メリット	①各自治体のシステム利用料の費用負担軽減　　②県･市町間での質問の重複等解消（効率的な意見聴取の実現） ③こども･若者が自分の身近な課題（地域）へ意見する機会の拡大　④県･市町間でのこども･若者意見の共有、活用が可能

【イメージ図】

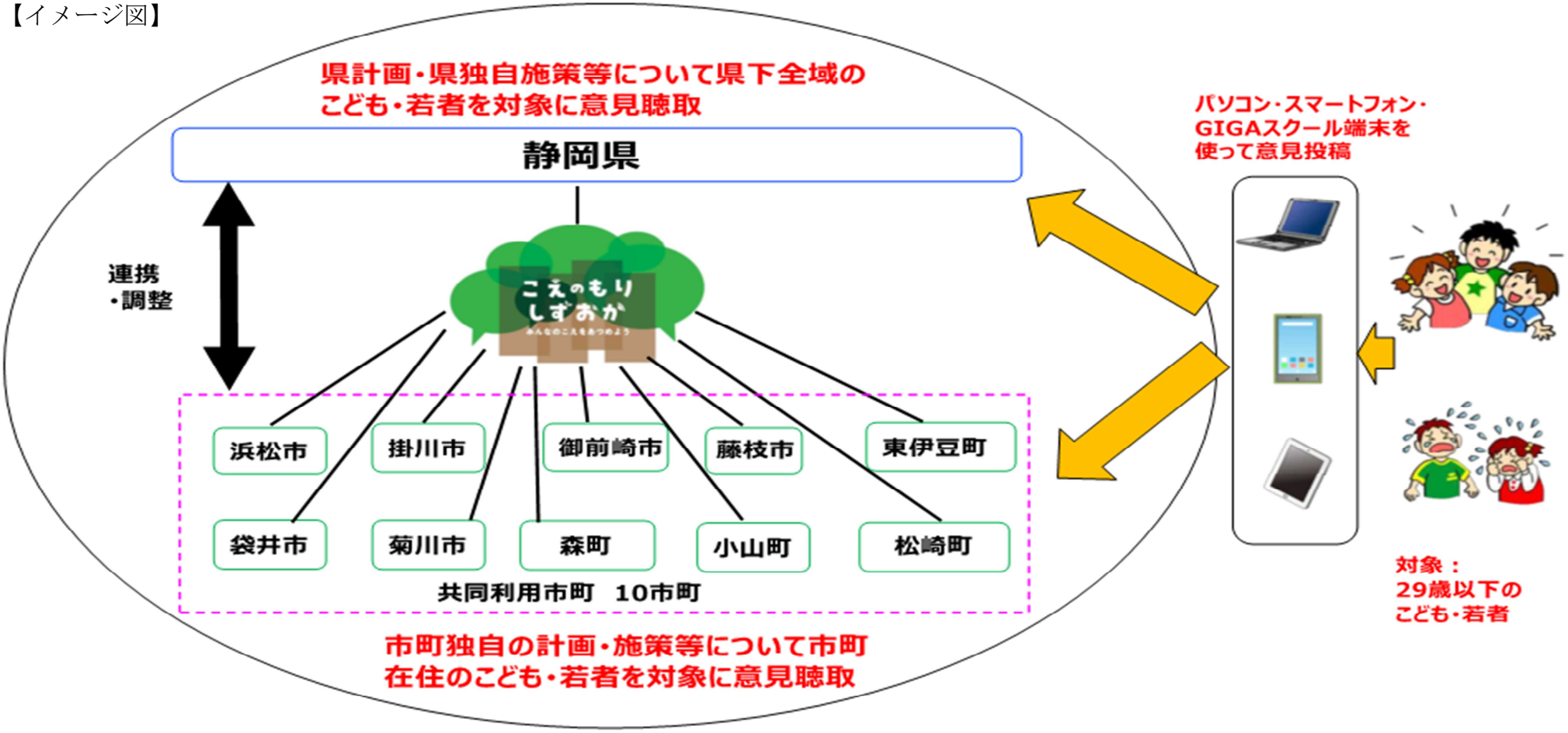

※こども･若者の負担も考慮し、県と市町で質問、実施時期について調整中

３　登録者数増加に向けた連携について

行政、学校、民間団体等が連携し、登録者周知を図り、県内の多くのこども･若者から意見聴取を目指す

【連携イメージ図】

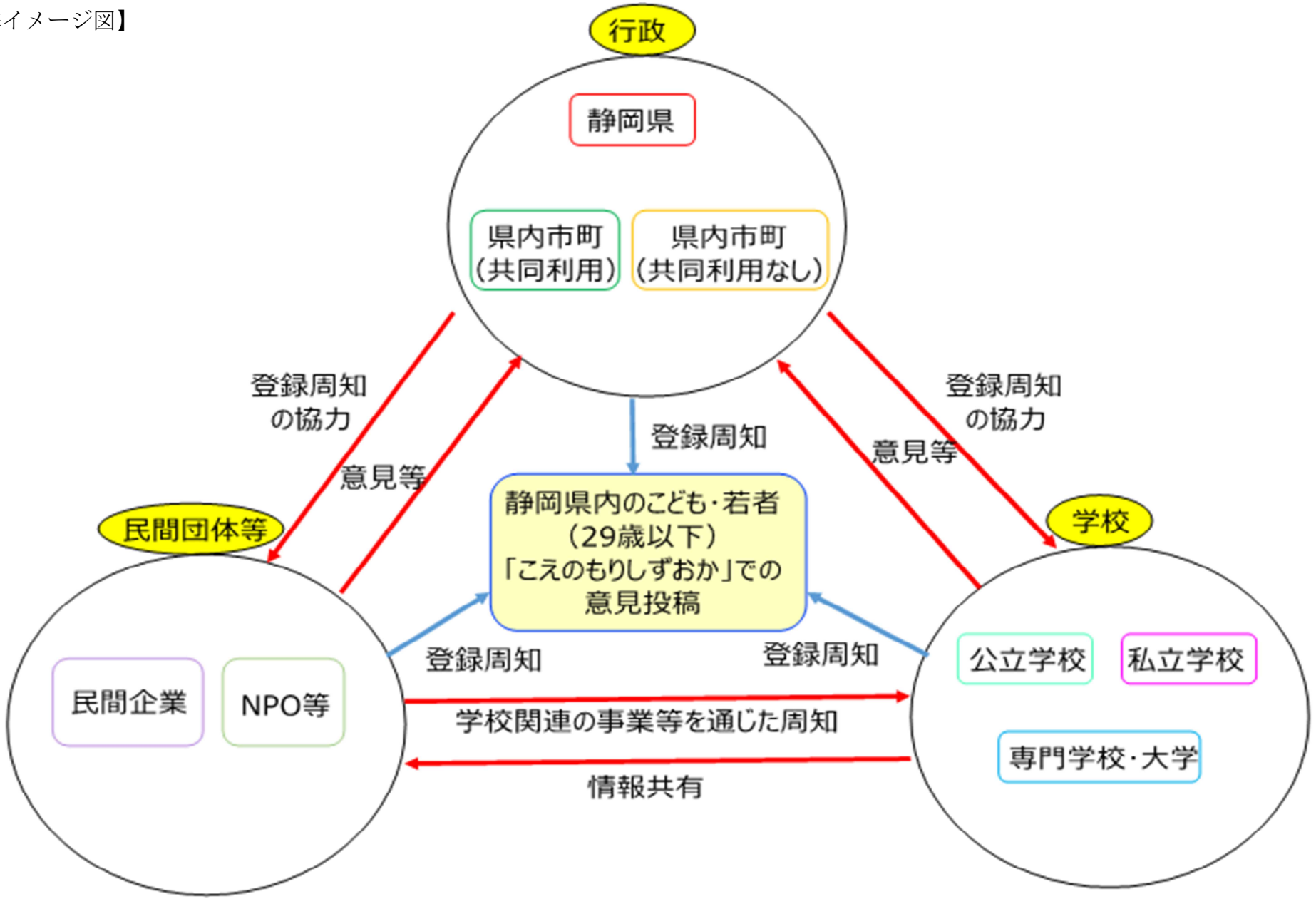

４　登録者数増加に向けた具体的取組について

区分		内容
行政	静岡県	・「こえのもりしずおか」チラシデータを作成し、教育委員会を通じて、市町教育委員会から県内学校へ周知を実施（**一人一台端末での利用についても併せて協力を依頼**） ・県 HP、公式 SNS、広報誌等での周知実施 ・健康福祉部、教育委員会を中心とした県主催のイベント時での周知を実施
	県内市町（共同利用）	・市町 HP、公式 SNS、広報誌等で「こえのもりしずおか」登録について、周知実施 ・市町教育委員会への協力を依頼
	県内市町（共同利用なし）	・市町 HP、公式 SNS 等での周知実施（県から依頼）
民間団体等	民間企業	・ふじさんっこ応援隊登録企業等への周知（メールでのチラシデータの送付等） →従業員への周知（知人、家族等への周知に繋げる）
	ＮＰＯ等	・学校外での居場所（こども食堂、フリースクール）を運営する団体や、こども・若者を主体とした民間団体へのチラシデータの送付、周知依頼（必要に応じて対面でも依頼） →ＮＰＯ等の団体に関わるこども・若者、保護者への周知 →ＮＰＯ等が実施するイベント、事業等でのこども・若者への周知
学校	公立学校	・市町教育委員会からの周知依頼 →保護者連絡メールを活用した保護者への「こえのもりしずおか」の周知
	私立学校	→生徒への連絡メールを活用した生徒への「こえのもりしずおか」の周知
	専門学校・大学	・ふじのくに・地域大学コンソーシアム構成大学等への一斉周知 （メールでのチラシデータの送付等） →大学校内でのチラシの掲示、学生連絡メールを活用した登録周知、イベント時の周知等